

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

十日町市長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 十日町市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 $m^2$			
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 ( 建築物の建築・工作物の建設 ) ( 新築・改築・増築・移転 )				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			$m^2$
		(ii) 建築又は建設面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$
		(iii) 延べ面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$
			( $m^2$ )	( $m^2$ )	( $m^2$ )
(iv) 建築物等の最高高さ 地盤面から m	(vi) 用途				
(v) 緑化施設の面積 $m^2$	(vii) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	$m^2$				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木竹の伐採		伐採面積 $m^2$			

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(裏面あり)

- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められる内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - (1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施工規則第 9 条に定める方法により算定すること。

### 【代理人等連絡先】

住 所 :
氏 名 :
(担当者名) :
電話番号 :

### 《地区計画の届出について》

地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る）内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他の行為を行おうとする場合は、市長に届出が必要です。

#### 【届出が必要な行為】

- ①土地の区画形質の変更・・・建築物の建築を伴わない場合も該当します。
- ②建 築 物 の 建 築・・・仮設建築物以外は原則として必要です。
- ③工 作 物 の 建 設・・・屋外広告物で表示面積 1 m<sup>2</sup>を超えるもの又は高さが 3m を超えるものは届出が必要です。また、塀や垣、さくなどの設置についても届出が必要です。
- ④建築物等の用途の変更

#### 【届出書に添付する図面】

- ・位置図又は案内図（周辺の土地利用状況がわかるもの）
- ・配置図（敷地の境界線、建築物等の位置などを記載したもの）
- ・平面図（建築物等の用途、間取りなどがわかるもの）
- ・立面図（建築物等の高さを記載したもの）
- ・求積図（建築面積、延床面積、敷地面積について求積したもの）

#### 【注意事項】

- ・提出部数は 1 部です。
- ・着手予定日の 30 日前までに届け出てください。